

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市特産品・伝統的ものづくり展示会等出展事業補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市特産品・伝統的ものづくり展示会等出展事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円
添付書類	(1) 事業実績書（様式第10号） (2) 支出決算書（様式第11号） (3) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類 (4) 出展申込書の写し（要綱第7条の規定により、既に提出している場合を除く。） (5) その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

事業実績書

1 展示会等の概要

出 展 方 法	<input type="checkbox"/> 展示会等 <input type="checkbox"/> オンライン展示会等	
名 称		
主 催 者		
開 催 場 所 (※1)	会場名： 所在地：	
開 催 期 間	全体 自社出展期間	年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
出 展 規 模	出展者数 者	来場者数 人

2 販売実績

出展製品名称			
売 上 個 数		小 売 価 格	
売 上 金 額			

3 商談実績

名 刺 交 換 数		商 談 件 数	
商 談 先 名			
展示会終了後 2週間における 商 談 件 数			
展示会終了後 2週間における 商 談 内 容			

4 所見

効 果 (出展によって 得られたこと)	
今後の事業展 開、展示会出展 に つ い て	

(※1) オンライン展示会等への出展の場合は記載不要。

5 写真シート

展示会等で出展していることが分かる写真を4枚以上添付。その中には「ブース前方からの写真」及び「製品が明瞭に分かる写真」を必ず含むこと（ただし、オンライン展示会等の場合、「ブース前方からの写真」は不要。）。
※任意様式での提出も可。

①	②
③	④
⑤	⑥

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

支出決算書

NO	経費分類	経費の内容	支出先	金額（税抜）	領収書 添付
1				円	<input type="checkbox"/>
2				円	<input type="checkbox"/>
3				円	<input type="checkbox"/>
4				円	<input type="checkbox"/>
5				円	<input type="checkbox"/>
6				円	<input type="checkbox"/>
7				円	<input type="checkbox"/>
8				円	<input type="checkbox"/>
9				円	<input type="checkbox"/>
10				円	<input type="checkbox"/>
11				円	<input type="checkbox"/>
12				円	<input type="checkbox"/>
13				円	<input type="checkbox"/>
14				円	<input type="checkbox"/>
15				円	<input type="checkbox"/>
(1) 補助対象経費合計額				円	
(2) (1)の 1 / 2 の額（1, 0 0 0 円未満切捨て）				円	
(3) 交付決定通知書に記載の補助金の交付予定額				円	
(4) 補助金の額 (2)又は(3)のいずれか低い額				円	

※経費分類ごとに、まとめて記載してください。

※(2)の額は、補助対象経費合計額の2分の1の額とし、1, 0 0 0 円未満は切り捨ててください。また、その額が10万円を超えるときは、10万円と記載してください。

※番号に対応する数字を添付する証拠書類に記載し、順番に並べて提出してください。

様式第12号（第13条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付で申請のあった高松市特産品・伝統的もの
づくり展示会等出展事業について、次のとおり条件を付けて補助金として
円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市特産品・伝統的ものづくり展示会等出展事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市特産品・伝統的ものづくり展示会等出展事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。